

○あま市成年後見制度利用支援事業実施要綱

平成22年3月22日

告示第33号

改正 平成25年2月26日告示第24号

平成28年3月25日告示第39号

平成28年7月1日告示第109号

(趣旨)

第1条 この要綱は、事理弁識能力が十分でない高齢者、知的障がい者及び精神障がい者(以下「要支援者」という。)に対し、民法(明治29年法律第89号)で定める成年後見制度の利用を支援することにより、要支援者の権利を擁護し、安定した日常生活の実現を図ることを目的として実施するあま市成年後見制度利用支援事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

(支援の内容)

第2条 支援の内容は、次のとおりとする。

(1) 次に掲げる審判の請求(以下「審判請求」という。)

ア 後見開始の審判(民法第7条)

イ 保佐開始の審判(民法第11条)

ウ 保佐人の同意を要する行為の範囲拡張の審判(民法第13条第2項)

エ 補助開始の審判(民法第15条第1項)

オ 補助人の同意権付与の審判(民法第17条第1項)

カ 保佐人の代理権付与の審判(民法第876条の4第1項)

キ 補助人の代理権付与の審判(民法第876条の9第1項)

(2) 審判請求に要する費用(以下「審判請求費用」という。)の負担

(3) 成年後見人、保佐人又は補助人(以下「後見人等」という。)に対する報酬の費用(以下「後見人等報酬費用」という。)の助成

(審判請求の対象者)

第3条 市長は、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第32条、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第28条又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第51条の11の2の規定に基づき、次の各号のいずれにも該当する要支援者について審判請求を行うものとする。

(1) 市内に居住し、又は介護保険法(平成9年法律第123号)その他の法令により市が援

護を行っている者

- (2) 配偶者及び2親等内の親族がない者又はこれらの親族が審判請求を行う意思のない者

2 前項の規定にかかわらず、3親等又は4親等の親族で、審判請求を行う意思のあるものがあるときは、市長は、審判請求を行わないものとする。

(審判請求の費用負担)

第4条 市長は、前条第1項の規定により審判請求を行ったときは、家事事件手続法（平成23年法律第52号）第28条第1項の規定により、審判請求費用を負担するものとする。

(審判費用の求償)

第5条 市長は、第3条第1項の規定による審判請求に基づき後見人等の選任を受けた者（以下「被後見人等」という。）が市の負担した審判請求費用を負担する能力があると判断したときは、後見人等を通じて被後見人等の資産から当該費用の返還を求めることができる。

2 市長は、前項に規定する審判請求費用の返還請求に関し、その求償権を得るため、審判請求と同時に、家事事件手続法第28条第2項に基づき審判請求費用の負担を命ずることを求める申立てを家庭裁判所に対して行うものとする。

(後見人等報酬費用の助成対象者)

第6条 後見人等報酬費用の助成の対象者は、被後見人等のうち、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者及びこれに準ずる低所得者であって、助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難と認められるもの
- (2) 審判請求費用及び後見人等報酬費用を被後見人の属する世帯の収入及び資産から控除したときに、生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）により算定した最低生活費の額を下回る者

(後見人等報酬費用の助成の申請)

第7条 後見人等報酬費用の助成を受けようとする被後見人は、後見人等をして、後見人等報酬費用助成申請書（様式第1号）及び次に掲げる書類を市長に提出するものとする。

- (1) 家庭裁判所が発行する後見等報酬付与の審判書謄本の写し
- (2) 後見等事務報告書の写し
- (3) 財産目録書等の写し

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、その適否を後見人等報酬費用

助成（決定・却下）通知書（様式第2号）により当該後見人等に通知するものとする。

（助成金の交付）

第8条 市長は、前条第2項の規定により後見人等報酬費用の助成の決定通知を受けた後見人等からの請求に基づき、後見人等報酬費用助成金（以下「助成金」という。）を交付するものとする。

（助成金の額）

第9条 助成金の額は、家庭裁判所が決定する後見人等の報酬の金額とする。ただし、被後見人が施設に入所している場合は月額1万8,000円を、その他の場合は月額2万8,000円を限度とする。

（後見人等の届出義務）

第10条 後見人等は、被後見人等について次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに市長に届け出なければならない。

- (1) 住所又は氏名を変更したとき。
- (2) 第2条に規定する支援を要しなくなったとき。
- (3) 世帯の状況に変更があったとき。

（後見人等報酬費用の助成の廃止）

第11条 市長は、被後見人等が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、後見人等報酬費用の助成を廃止するものとする。

- (1) 第3条第1項又は第6条に規定する要件に該当しなくなったとき。
- (2) 転居等により市内に居住しなくなったとき。ただし、介護保険法及びその他の法令の規定により市が援助を行っている場合を除く。

（助成金の返還）

第12条 市長は、不正な手段により助成金の交付を受けた者があるときは、その者から交付した助成金を返還させることができる。

2 市長は、被後見人等が死亡した時において、相続財産があることが判明したときは、相続人に対して、その相続財産の範囲内で、交付した助成金の返還を請求することができる。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成22年3月22日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の美和町成年後見制度利用支援事業実施要綱（平成19年美和町訓令第36号）又は甚目寺町成年後見制度利用支援事業実施要綱（平成20年甚目寺町要綱第29号）の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成25年告示第24号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成28年告示第39号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年告示第109号）

この告示は、公示の日から施行する。

様式第1号(第7条関係)

後見人等報酬費用助成申請書

年 月 日

あま市長 様

(後見人等)

住 所

氏 名

電 話



次のとおり、後見人等報酬費用の助成を申請します。

1 被後見人等

| | |
|---------|-------|
| 住 所 | |
| 氏 名 | |
| 生 年 月 日 | 年 月 日 |

2 申請理由

| |
|--|
| |
|--|

3 後見等の内容

| |
|--|
| |
|--|

4 添付書類

- (1) 後見等報酬付与の審判書謄本の写し
- (2) 後見等事務報告書の写し
- (3) 財産目録書等の写し

様式第2号(第7条関係)

後見人等報酬費用助成(決定・却下)通知書

年 月 日

様

あま市長



年 月 日付けで申請のありました後見人等報酬費用の助成につきましては、次のとおり決定・却下します。

1 被後見人等

| | |
|---------|-------|
| 住 所 | |
| 氏 名 | |
| 生 年 月 日 | 年 月 日 |

2 後見人等報酬費用助成額等

| | |
|-------------|-----|
| 助 成 月 額 | 円 |
| 助 成 開 始 年 月 | 年 月 |

3 却下理由

| |
|--|
| |
|--|

(教示)

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、あま市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、あま市を被告として(訴訟においてあま市を代表する者はあま市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。